

新型コロナウイルス感染症の対策等について

公明党
辻 勲

問 今後の新型コロナウイルス感染症の対策等について伺います。

答 9月7日現在の高齢者の接種率は、1回目の接種が約90%、2回目が88%となっております。

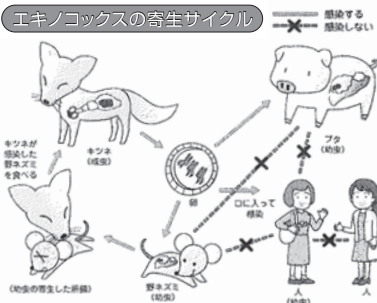
ワクチンの接種時期については、国が接種期間を令和4年2月28日までと定めていることから、年明け後も満12歳となる方などを対象に2月末まで接種を続けていくこととなります。現段階において10月末時点で12歳以上の接種対象者全体における接種率は、1回目約84%、2回目約80%と見込んでおり、予約数が減少してきていることから、概ね10月末で希望する方の接種を終えると考えています。

国からのワクチン供給については、これまでも市の要望に沿った必要量が供給されており、現時点では、今後の配分予定を含め、来年1月中旬までの必要量が確保される見込みです。

エキノコックス症の対応と対策について

問 エキノコックス症の対応と対策について伺います。

答 市のエキノコックス症検診は、例年6月と10月の国保特定健康診査に合わせ、小学校3年生以上の市民を対象に実施しています。キツネの駆除については、キツネは法の規定により無差別な捕獲や採取等ができないとなっており、原則駆除できませんが、農業地域においては、農業被害防止対策を理由として箱わなを設置して駆除を行っています。



熊の個体数増加に伴う市内への影響について

創生会
多比良和伸

問 北海道全体に熊の個体数が増えており、本市においても農作物への被害や目撃情報が相次ぎ市民が不安に感じています。市の状況の認識と対策、課題、さらに道との連携について伺います。

答 北海道が推計する個体数は、砂川市を含む日高・夕張地域では、平成26年3千420頭が、令和2年度は4千260頭と増加しています。本市の目撃情報は平成26年度から29年度までは4件から13件の間で推移していましたが、平成30年度26件、令和元年度32件、令和2年度67件と急増しています。

対策としては、特殊な忌避装置を市内に13カ所、注意喚起の常設看板を8カ所設置、さらに広報などを通じ啓発を行っています。

課題としては、例えば高速道路より西側で出没した場合、山林地域への確実な追払いが出来ないほか、箱わなの設置は住宅地付近にヒグマを誘引する可能性もあり実施困難なため、市民の安全・安心

の確保が課題と考えています。

道との連携については警察、振興局、歌志内、上砂川、奈井江を含む2市2町ヒグマ対応連絡会議を開催し協議・連携しています。

問 畑と山の境界や河川、住宅地近くの藪等が熊のルートとして考えられるため、刈払いなどの管理を徹底することが出来ないのか伺います。

答 藪等の管理も重要と認識していますので、どのような対策ができるのか検討します。



熊出没注意

ほかに、「防犯灯・道路照明について」質問しました。

学童保育について

市民の声
小黒 弘

問 学童保育所保育料の減免措置が行われるようですが、その内容について伺います。

答 今回の改正は、保育料の減免措置の適用範囲を拡充し、多子世帯及び低所得の子育て世帯等に係る減免規定を新設しました。

減免申請書の提出を受けた後、令和3年4月1日に遡及して適用するものです。

問 一般世帯における通年保育料（月額9千円）が見直されなかつた理由を伺います。

答 学童保育の通年利用に係る保育料は、国が補助金算定に当たり示している事業費総額の2分の1を保護者に負担いただき、残りを国・道・市が3分の1ずつ負担するという原則的な考え方に基づき設定しています。

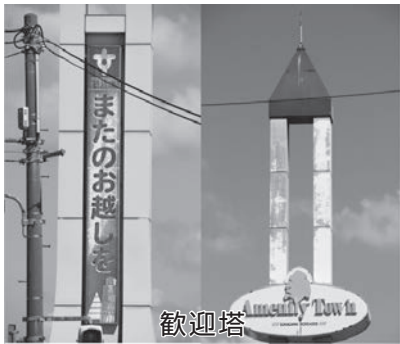
近年は、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増嵩などにより、事業費総額が増加傾向にあり、令和2年度では保育料の占める割合が約3割に低下している中、

学童保育所の運営体制や内容に変更点はないことから、通年保育料を見直す状況にはないものと考えています。

空知太の歓迎塔の修繕について

問 空知太にある大型歓迎塔に経年劣化が見られ、特に南面は早い修繕が必要ですが、その考えについて伺います。

答 歓迎塔の南面は上部の塗装の剥離や表示板が見えづらくなっています。現在、これらを含め修繕について検討しています。



歓迎塔

ヘルプマークの取組みについて

公正会
沢田 広志

問 ヘルプマークは、障害のある人や難病の人、発達障害の診断を受けた人などで、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。多くの人達へ認知度を高め、普及を進める取組みについて伺います。

答 ヘルプマーク及びヘルプカードは、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を踏まえ、東京都が作成したもので、北海道では平成29年度に導入されました。

ヘルプマークは、人工関節を使用されている方、精神障害や知的障害、発達障害のある方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方などが周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするために身に着けるものです。

北海道では導入後、JR北海道やバス運行会社などと連携を図る

ほか、他の民間事業所にも協力依頼し取組みを進めており、市では、北海道のガイドラインに準じ配布要領を定め、平成29年11月から普及の取組みを始め、これまでに希望者へ、ヘルプマーク107個、ヘルプカード351枚を配布しました。

普及啓発のため、平成29年度及び令和元年度に市内小中学校、高校、障害福祉サービス事業所、医療機関等へポスターの掲示を依頼し、平成30年度以降は、12月の障害者週間に合わせた広報すながわでの紹介や、市ホームページへ掲載し周知に努めています。



ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のためのマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを掲げたら、援助を仰ぐ、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。